



角 監 第 54 号
平成28年3月17日

角田市長 大友 喜助 殿

角田市監査委員 南部 信一
角田市監査委員 湯村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

2. 監査の対象

会計課、検査室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

3. 監査の期間

平成28年1月25日（月）から同年2月1日（月）まで

4. 監査の範囲

平成27年12月末日現在の平成27年度予算の財務、その他の事務執行及び平成26年度補助金等交付分。また、平成26年度予算の執行及び財務事務処理等であっても監査を必要としたもの。

5. 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ調書及び関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか、及び関係法令等に則り合理的、効率的に執行されているかを主眼として、関係書類・帳簿等の検査・照合するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、組織及び処務に関する規則等の適切な運用について事務の一部に次のとおり改善・検討する事項が会計課、議会事務局及び行政委員会に共通する傾向として認められたので、それぞれ必要な措置を講じ適正な事務執行に努められたい。

なお、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指導した。その他監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。

(1) 代決権者の設定について

会計管理者は市長の補助機関の一つであり、市長の会計監督を受けるが、会計事務の執行については市長から独立した固有の権限を有している。「会計管理者事務の専決等に関する規程」(平成12年角田市庁訓第4号)に会計管理者の決裁事項について代決順位を第2位まで定めているが、本市においては会計管理者が会計課長を兼務しているため、実質的に代決権者は一人だけである。不測の事態に対応できるよう、速やかに代決順位規定の整備充実について必要な措置を講じるよう要望する。

(2) 専決権限の範囲を超える事務の決裁について

専決とは副市長以下の職員が市長の権限に属する事務の処理に関し、あらかじめ定められた範囲内において常時市長に代わり決裁を行うもので、事務処理の能率化を図るために実施するものである。行政委員会においては市長の権限に属する事務については、補助執行させた上で事務局長に専決権を付与しており、市長部局の課長職と同等レベルの決裁権を有している。しかしながら、事務局長の専決範囲を超えた場合の取扱いについて定めがないため、部長級の決裁で完結する案件であっても副市長又は市長の決裁を受けている状況にある。専決制度の趣旨を踏まえ、より一層の事務の効率化を図る観点から、専決権限の範囲を超える事務の決裁権限規定の整備充実を求める。

(3) 議会事務局職員の併任辞令について

予算執行権は市長の専属事項で、行政委員会は地方自治法第180条の6の規定によりその権限を有していないことが明文化されている。しかし、行政委員会は執行機関であることから、同法第180条の2の規定を根拠に予算執行事務等を補助執行させている。

一方、議会は議事機関であるため、この規定の適用はない。そのため「議会事務局長の補助執行に関する規程」(昭和53年角田市庁訓第5号)を独自に制定し、予算執行事務等を補助執行させている。これは市長の総合調整権のもとに制定していると解されるが、議会事務局の職員は市長の補助機関の職員ではないので、この服務規程に従う立場にない。訓令を受けるためには、当該規程の制定権者の配下の職員にならなければならないので、市長部局の職員としての任命行為(併任辞令)が必要となる。以上のことから、議会事務局職員に補助執行させる任命行為について、組織及び処務に関する規則等の適切な運用の観点から検討のうえ改善されるよう要望する。